

町県民税特別徴収に係る 給与所得者異動届出書

課長	課長補佐	係長	係	担当者	南種子町 処 理 欄	現年度 /	新年度 /
					特別徴収義務者 指 定 番 号		

受付印 南種子町長 様 令和 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒					氏 連 絡 者 お よ び 所 属 課 係 氏 名 電 話	課・係	課 係	
		フリガナ							印	氏 名	
		名 称								電 話	() 内線
		代表者の 職氏名印									
給与所得者	個人番号		(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴収税額 (納入済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退 職時までの給与 支 払 額	退職手当等 の 支 払 額 (支払予定額)	
フリガナ							1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 期 欠 勤 5. 死 亡 6. そ の 他	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (下の欄を記入し)	円	円	
氏 名			円	月分から	月分から	・			控 除 社 会 保 険 料 額	勤 続 年 数	
現 住 所				月分まで	月分まで				円	年	
新しい勤務先の 名称及び所在地				円	円				円	年	

※給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)の徴収について次の欄に記載してください。

異動者の記入欄 (○印を付けてください)	
1. 一括徴収を希望します (退職時残り全額が手当等より引かれます)	異動者印
2. 普通徴収を希望します (後日、納付書が送られ、ご自身で納めていただきます) ◀1月～4月の退職は一括徴収になります▶	印
一括徴収のできない理由(○印をつけてください)	
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため	
2. その他(本人の申請が遅れた為処理不可等)	

特別徴収義務者記入欄	
徴収済分期間	一 括 徴 収 の 場 合
月分まで	一括徴収した税額 円は、 月分(月 日納期)で 納入します
未徴収分期間	休 職 、 育 児 休 業 の 場 合
月～ 月分	休職育休期間 年 月 日～ 年 月 日
※普通徴収の場合、納付書が送られることを異動時にご説明ください	

備 考 (市町村記入欄)	
入力確認	普通徴収開始期
L W	1. 第 2 期
	2. 第 3 期
	3. 第 4 期
	4. 随 時 期
	5. 残 税 額 な し

※転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください)

(特別徴収 義務者) 給 与 支 払 者	所在地	〒	連 絡 者 の 所 属 課 ・ 係 氏 名 及 び 電 話 番 号	課・係	課 係	月分から
	フリガナ			氏 名		毎月 円
	名 称			電 話	() 内線	徴収いたします
	代表者の 職氏名印					特別徴収義務者指定番号

※この届出書は給与の支払を受けなくなった方がある場合に、その受けられなくなった日の属する月の翌月10日までに必ず提出してください。
また、税額の無い方が退職された場合も提出してください。

この異動届出書の提出先・連絡先 〒891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793-1
南種子町役場 税務課 町税課係保
電話 0997-26-1111 内線153・154 FAX 0997-24-1123

注意
・個人番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
・転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、送付してください。
・回付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、送付してください。
・一月一日から四月三十日までの退職については一括徴収が義務付けられていますので、本人からの申出が無い場合でも一括徴収してください。